

令和6年3月29日
栃木労働局

真岡公共職業安定所における文書の誤交付について

栃木労働局（局長 奥村 英輝）は、真岡公共職業安定所（所長 今野 義勝）において発生した個人情報漏えいについて、下記の通り当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

令和6年3月13日、真岡公共職業安定所（以下「真岡所」という。）において、求職者本人と異なる求職者名が記載された紹介状を誤交付するという事案が発生した。

2 事実経過

(1) 令和6年2月19日 15:00頃

職業紹介を希望する求職者に対し、直前に職業相談を行った別の求職者のデータを基に紹介状を作成し、別の求職者の氏名が印字されていることに気づかないまま紹介状を交付。求人者マイページ内に誤った求職者の氏名が送信される。

(2) 令和6年3月13日 11:45頃

求人事業者に当該求職者の採否確認の電話連絡をした時に、紹介状の氏名が違っていたとの指摘を受け情報漏えいの事実を確認。

(3) 令和6年3月13日 12:30頃

求人事業所を訪問し、謝罪のうえ氏名の違っている紹介状を回収するとともに、誤って印字された求職者の氏名を口外しないことを依頼し、了承される。

(4) 令和6年3月13日 13:30頃

真岡所より栃木労働局総務課および職業安定課あて漏えい事案の発生を報告。

(5) 令和6年3月13日 15:00頃

氏名を誤使用した求職者へ経過説明のうえ謝罪し了承される。

(6) 令和6年3月14日 8:30頃

ハローワークシステム上の誤った求職者氏名の紹介記録を抹消し、求人者マイページ内に送信されていた誤った求職者氏名を削除。

3 発生原因

(1) 職業相談を終了した際は、職員用端末の求職管理画面をすべて消去したうえで、次の求職者との相談を開始するという基本動作が徹底されていなかったこと。

(2) 求職者へ紹介状を交付する際に、紹介先事業所名および求職者氏名の記載に誤りがな

いかの確認を怠ったこと。

4 再発防止策

(1) 真岡所における対応

- ①令和6年3月13日に真岡所の全職員に各部門の責任者から、今回の情報漏えいの概要及び要因等を口頭で説明し注意喚起を行った。また、漏えい事案を発生させた職員Aに対し所長から個別に嚴重注意を行った。
- ②令和6年3月14日に所長から真岡所の全職員に対し、今回の情報漏えいの詳細と再発防止を指示した。
- ③真岡所では今後、紹介状を交付する際には、紹介先事業所名および求職者氏名に誤りがないか確認することを徹底するとともに、求職者・求人者及び受給者等を窓口で呼び出す前には、職員用端末の画面が全て消去されているか、必ず第三者による点検を受けることとした。

(2) 栃木労働局における対応

- ①令和6年3月13日に職業安定課から局内全12所および安定部内課に事案の共有と注意喚起メール送付。
- ②令和6年3月14日に局内全12所の所長が出席する公共職業安定所長会議において、総務部長、職業安定部長、職業安定課長から、再発防止を訓示した。
- ③令和6年3月15日に栃木労働局職員が事前通知なしに真岡安定所を訪問し、個人情報漏えい防止策の実施状況を点検した。

担 当	栃木労働局職業安定部職業安定課 課長 糸賀 政利 地方職業安定監察官 石川 亨 電話 028(610)3555
--------	--